

08398P-00

TAC

年度版



よくわかる 社労士

合格テキスト

8 国民年金法

TAC社会保険労務士講座編著

本気で合格だけを考え抜いて

生まれ変わりました。



最強の科目別テキスト

- ▶ 条文ベースの本文でしっかり理解できる!
- ▶ 試験に出るポイントがスッキリ見やすくわかりやすい!
- ▶ 豊富な例題で得点力を磨く!



最新の
改正情報は
Web順次
で公開!

TAC出版
TAC PUBLISHING Group

はじめに

ここ最近の社労士試験の出題傾向をみてみると、選択式については、年度により難易度に変動はあるものの、「覚えた事柄から単純・反射的に選ぶ性質の問題」から「知識をフル活用して推測しつつ、選択語群の語句を消去法で絞り込まないと正解を選べない高度な問題」まで出題内容が多岐にわたっています。単にテキスト中の語句や数字等を記憶しているだけでは、すべての科目において基準点（3点）をクリアするための得点ができるとは言えない試験になってきているといえます。

また、択一式については、「組合せ問題」と「正解の個数問題」という出題形式は定着しており、とくに「正解の個数問題」については、1問にかける時間が長くなるため、非常に負荷が高くなっています。また、労働基準法で労働時間等の具体的な問題が散見されるようになり、「実務と直結した内容の出題を。」という意図も感じられるようになっています。

これらの傾向に対応するためには、素早く確実に出題の意図を読み取り判断していく能力が求められるので、基本事項の反復を徹底し、早い時期にそのレベルでの対策を仕上げておき、時間的に余裕をもって応用問題等の細かい知識の対応に時間を割けるようにしておくことが必要でしょう。

本書は、社労士試験に確実に合格するための「本格学習テキスト」というコンセプトをもっており、条文や通達、判例など、多くの情報を、社労士本試験問題を解く際に使いやすいよう、コンパクトにまとめており、毎年多くの受験生の方にご好評をいただいております。

今回の改訂では、本文レイアウトの全面リニューアルを行い、今までよりも読みやすく、試験攻略に役立つ知識をより効果的に身に付けていただけるようになりました。また、情報量についても、直近の本試験の出題傾向を改めて見直したうえで、精査致しました。

本書を利用したみなさんが、社労士試験に合格されることを、TAC社会保険労務士講座一同、願ってやみません。

令和2年1月吉日
TAC社会保険労務士講座

法改正ポイント 講義

ここでは、2020（令和2）年度の社労士本試験に関連する、主要な法改正内容を紹介していきます。まずは、法改正内容の概要をつかんでおきましょう。詳細は、テキスト本文でじっくり学習していきましょう。

● 第3号被保険者の認定要件の改正

【令和2年4月1日施行】

国民年金の第3号被保険者について、とくに国内居住要件が問われることはありませんでしたが、今回の改正により「原則として、日本国内に住所を有する者」という要件が追加されることになりました。

改正前

日本国内に住所を有する者である者という要件なし



改正後

「原則、日本に住所を有する者である者」という要件が追加

なお、日本に住所を有しないもののうち、渡航目的その他の事情を考慮して、日本に生活の基礎があると認められるものについては、例外的に要件を満たすこととされています。例えば、外国に留学する学生や、外国に赴任する第2号被保険者に同行する者などがこれに該当します。

第3号被保険者の要件

国民年金の第3号被保険者と認定されるためには、次の要件に該当しなければなりません。

①	20歳以上60歳未満であること
②	被扶養配偶者〔第2号被保険者の配偶者（日本国内に住所を有する者又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として厚生労働省令で定める者に限る。）であって主として第2号被保険者の収入により生計を維持するものであり、かつ、第2号被保険者その他国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者でない者〕であること



▶ 第2章 ①で詳しく学びます。

本書の構成

本書は本試験で確実に合格できるだけの得点力を養うことに重点を置き、試験対策において必要とされる知識を整理、体系化して理解することができるよう構成しています。

囲み条文

選択式試験で狙われやすい条文等を囲んでいます。記載内容の重要度は★の数で表しており、★★★のものは、必ず確認しておきましょう。赤字は過去の本試験で論点となったキーワードや、これから出題が予想される重要な語句です。それ以外の重要な語句は黒太字にしています。

重要度

A、B、Cの3段階です。

A 試験頻出・改正点等の重要な事項。必ずおさえる。

B 頻出箇所ではないが、おさえておきたい。合否の分かれ目。

C A、Bを優先とし、余裕があれば、見ておく。

2

寡婦年金

① 支給要件 (法49条1項、(16) 法附則19条4項、 (26) 法附則14条3項)

主なA

寡婦年金

寡婦年金は、**死亡日の前日**において**死亡日の属する月の前月**までの**第1号**被保険者としての被保険者期間に係る**保険料納付済**期間と**保険料免除**期間とを合算した期間が**10年以上**である夫（**保険料納付済**期間又は学生納付特例及び納付猶予の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間以外の保険料免除期間を有する者に限る。）が死亡した場合において、夫の**死亡の当時夫**によって**生計を維持**し、かつ、夫との婚姻関係（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）が**10年以上**継続した**65歳未満**の妻があるときに、その者に支給する。ただし、その夫が**障害基礎年金**の受給権者であったことがあるとき、又は**老齢基礎年金**の支給を受けていたときは、この限りでない。[H25-9B] [H29-選C] [R元-4E]

★★★

趣旨

寡婦年金は、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていたが、それを受給することなく死亡した夫の保険料の掛け捨てを防止するため、残された妻が65歳に到達するまでの間支給する有期年金である。

Check Point!

□ 死亡した夫について学生納付特例期間及び納付猶予期間のみ10年以上ある寡婦年金の受給権は発生しない。

●国民年金法による障害

趣旨・沿革・概要

条文等の趣旨、沿革、概要をまとめています。難解な条文等も、ここを読み込めばスムーズに理解できます。

Check Point!

本試験頻出事項などを箇条書きでまとめています。

第2章 被保険者等

- ※1 具体的には、「満の翌月1日」に喪失
- ※2 これらの事実があ
被保険者の資格を喪失

問題チェック

過去の本試験問題から典型的な出題パターンを知るのに最適な問題をピックアップしています。確かな得点力を養うことができます。

・下線:問題のポイントになる論点には、下線を引いています。下線の引かれている箇所に注意しながらテキストを読み込むことで、日頃から問題文を「正しく」読む習慣をつけることができます。

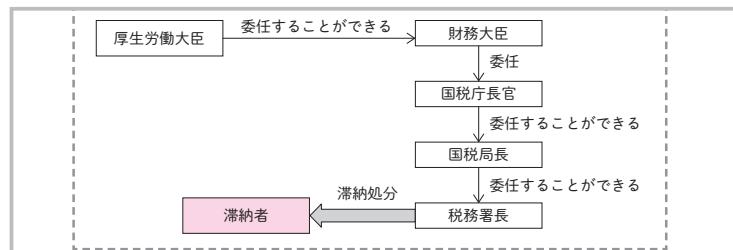
問題チェック [H27-6イ]

18歳から60歳まで継続して厚生年金保険の被保険者であった昭和30年4月2日生まれの者は、60歳に達した時点で保険料納付済期間の月数が480か月となるため、国民年金の任意加入被保険者となることはできない。

解答 ○

法附則5条6項4号、(60)法附則8条2項1号

設問の者は満額の老齢基礎年金を受給できる要件を満たしているため、任意加入被保険者となることはできない。



参考 「悪質な滞納者」として、政令で定める事情は、次の(1)から(4)のいずれにも該当するものであるとする。

- (1)納付義務者が13ヶ月以上の保険料を滞納していること。**[H28-選D]**
- 納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠しているおそれがあること。
- 納付義務者の前年の所得（1月から6月までにおいては、前々年の所得）が1,000万円以上であること。**[H28-選E]**
- 滞納処分等その他の処分を受けたにもかかわらず、納付義務者が滞納している保険料その他の法の規定による徴収金の納付について誠実な意思を有すると認められないこと。
(令11条の10、則105条、則106条)

参考

本文に関連する通達、判例等をまとめています。補足的な内容でもあるため、まずは本文を優先して読んでいきましょう。

各種アイコン

●過去問番号 [H26-1D]

過去10年分の本試験出題実績です。

●改正

直近の改正点です。

巻末資料編について

過去の本試験での出題実績こそ少ないものの、今後も出題可能性があるものを巻末資料編としてまとめています。まずは本文の学習を優先したうえで、余裕がある方は読み込んでおいてください。

本書の効果的な活用法

「よくわかる社労士」シリーズは、社労士試験の完全合格を実現するための、実践的シリーズです。条文ベースの学習を通して、本試験問題への対応力をスムーズにつけていくことができます。

◎よくわかる社労士シリーズ

『合格テキスト』全10冊+別冊



『合格するための過去10年本試験問題集』全4冊



『合格テキスト』をご利用いただく際は、常に姉妹書『合格するための過去10年本試験問題集』の内容を引き合わせながら使用すると、学習効果が倍増します。

- ・この問題文の論点は何か？
 - ・この問題文の正誤を判断するために必要な要素は何か？
 - ・この問題文の空欄には選択語群のうち、どうしてその語句等が適当とされるのか？

を考えながら、本書を精読することで皆さんの受験勉強が「単に記憶する作業」から「問題文を比較考量して正解を選んでいく行動」へ変化していきます。

本書を最大限に活用して、「確実に合格ラインをこえる解答能力をつけて合格する」という能動的な学習スタイルを身につけていきましょう。

◎よくわかる社労士シリーズを活用した学習法

- ①まず、『合格するための過去10年本試験問題集』で、試験問題に目を通す。

Check Point!

- どんな問題文かをざっくりつかむことを意識する。
- 解けなくても気にしない！



- ②『合格テキスト』を科目ごとに読み込む。

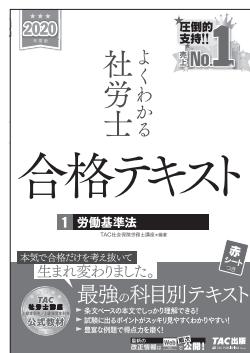
Check Point!

- 「過去問番号」が登場する都度、『合格するための過去10年本試験問題集』で該当問題を確認！

本文の記載内容が、本試験でどのように出題されているかを同時並行で確認することができます。

- 論点を過去問番号の横に、一言で簡潔にメモ！

テキストの記載内容を自分の知識に落とし込むには、この方法がとても効果的です。この書き込みを見れば問題文がなんとなく思い浮かぶようになると、解答力が格段にアップします。



によって決定すべきもので、
となく一つの事業とし、場所
裏とすること。は、原則としてそれぞれ別個の
「場や時代を見ない、
が決めてよい」X
にする部門が存する場合に、
労者、労務管理等が明確に区
定めることによって労働基準

こうして全科目、ていねいに学習をしていけば、問題がスラスラ解けるようになる知識が身につきます。本シリーズをフル活用して、合格の栄冠を勝ち取っていきましょう。

本試験の傾向

過去10年間の出題項目は、次のようになっています。★が選択式試験、☆が択一式試験となっています。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
目的、権限の委任等	☆				☆	★	★★	☆	☆	
定義			☆	☆			☆			☆
被保険者の種類	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆		☆
資格の得喪	☆		☆	☆	☆	☆	☆	☆		☆
期間計算等	☆		☆		☆			☆	☆	☆
届出	☆	☆	☆	☆	☆	★★		☆	★	☆
国民年金手帳等	☆			☆			☆		☆	
国庫負担		☆			☆					☆
基礎年金拠出金		☆				☆	☆		☆	☆
保険料	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	★★
保険料の免除	☆	☆	☆	☆	☆	☆	★★	★★	★	☆
追納	☆		☆		☆		☆	☆	☆	☆
滞納に対する措置			☆		☆		☆			★
給付の種類及び裁定	☆		☆				☆			
老齢基礎年金	支給要件等						☆			☆
	保険料納付済期間及び保険料免除期間			☆	☆		☆		☆	
	合算対象期間		☆		☆	☆	☆			☆
	年金額	☆				☆	☆	☆	☆	☆
	支給の繰上げ・繰下げ	☆	☆	☆		☆	☆	☆	★★	☆
	失権等								☆	
障害基礎年金	支給要件等	☆	☆			☆	☆	☆	☆	☆
	併合認定	☆				☆				☆
	年金額	☆	☆	☆	☆	☆			☆	
	支給停止及び失権		☆		☆	☆	☆	☆	☆	☆
遺族基礎年金	支給要件等	☆		☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
	年金額	☆	☆				☆	☆	☆	☆
	支給停止及び失権	☆		☆	☆	☆	☆	☆	☆	
付加年金				☆	☆	☆	☆	☆	☆	
寡婦年金		☆	☆	☆		☆	★★	☆	☆	☆

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
死亡一時金	☆		☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
脱退一時金	☆	☆	☆				☆	☆	☆	
国民年金事業の財政		☆			★					
年金額の改定									☆	
支給期間・未支給年金・受給権の保護等	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆		☆
内払処理・充当処理	☆							☆		
併給調整		☆		☆				☆	☆	
給付制限等		☆			★	☆		☆	☆	
積立金の運用										★
国民年金事業の運営改善に関する規定	☆	★						☆	☆	
基金及び連合会	基金の業務・設立等		☆	☆		☆				
	管理・解散、合併及び分割					☆	☆		☆	☆
	加入員・費用の負担・給付の水準	☆	☆	☆	☆		☆	☆		☆
	国民年金基金連合会		☆						☆	
不服申立て				☆		☆	☆	☆	☆	☆
時効等		☆				☆			☆	
雑則・罰則									★	

目 次

はじめに / iii 法改正ポイント講義 / iv
本書の構成 / vi 本書の効果的な活用法 / viii
本試験の傾向 / x

第1章 総 則 / 1

① 目的、権限の委任等	2
① 国民年金制度の沿革 	2
② 国民年金制度の目的 	5
③ 国民年金の給付 	5
④ 管掌及び事務の実施 	5
⑤ 権限の委任等 	7
⑥ 機構が行う滞納処分に係る認可等 	8
⑦ 財務大臣への権限の委任 	9
⑧ 地方厚生局長等への権限の委任 	10
⑨ 基金に係る権限の委任 	11
② 定 義	12
① 政府及び実施機関 	12
② 保険料納付済期間 	12
③ 保険料免除期間 	14
④ 配偶者等 	15

第2章 被保険者等 / 17

① 被保険者の種類	18
① 強制加入被保険者 	18
② 任意加入被保険者 	22
② 資格の得喪	27
① 強制加入被保険者の資格取得の時期 	27
② 強制加入被保険者の資格喪失の時期 	28
③ 任意加入被保険者の資格取得の時期 	30
④ 任意加入被保険者の資格喪失の時期 	30
⑤ 特例による任意加入被保険者の資格喪失の時期 	32
③ 期間計算等	34
① 期間計算 	34
② 種別の変更 	34
④ 届 出	36
① 被保険者に係る届出 	36

② 第1号被保険者の届出 	37
③ 第3号被保険者の届出 	39
④ 受給権者の届出 	46
5 国民年金手帳等	51
① 国民年金手帳 	51
② 国民年金原簿 	52
③ 訂正の請求等 	53
④ 被保険者に対する情報の提供 	55

第3章 費用の負担 / 57

第1節 国庫負担等 / 59

1 国庫負担	60
① 給付費の負担 	60
② 事務費の負担 	62
2 基礎年金拠出金	63
① 基礎年金拠出金 	63
② 基礎年金拠出金の額 	64

第2節 保険料・付加保険料 / 67

1 保険料	68
① 保険料の徴収等 	68
② 保険料の納付等 	73

第3節 保険料の免除・追納・滞納に対する措置 / 83

1 保険料の免除	84
① 種類 	84
② 法定免除 	85
③ 全額免除 	89
④ 4分の3免除 	95
⑤ 半額免除 	97
⑥ 4分の1免除 	98
⑦ 学生納付特例 	100
⑧ 納付猶予 	103
2 追 納	105
① 保険料の追納 	105
② 追納の額 	107
3 滞納に対する措置	109
① 督促 	109
② 滞納処分 	109

③ 延滞金	A	110
④ 先取特権	A	112
第4章 給付 / 113		
第1節 給付の種類等 / 115		
1 給付の種類及び裁定		116
① 給付の種類	A	116
② 裁定	A	116
第2節 老齢基礎年金 / 119		
1 支給要件等		120
① 新法対象者及び旧法対象者	A	120
② 支給要件の原則	A	121
③ 支給要件の特例	A	122
2 保険料納付済期間及び保険料免除期間		124
① 保険料納付済期間	A	124
② 保険料免除期間	B	127
3 合算対象期間		129
① 合算対象期間の役割	A	129
② 厚生年金保険等加入期間	A	129
③ 厚生年金保険等未加入期間	A	132
4 年金額		137
① 基本年金額	A	137
② 振替加算	A	142
5 支給の繰上げ・繰下げ		147
① 全部の支給繰上げ	A	147
② 支給の繰下げ	A	150
6 失権等		157
① 失権	A	157
② 旧令共済組合の特例	B	157
第3節 障害基礎年金 / 159		
1 支給要件等		160
① 新法対象者及び旧法対象者	A	160
② 一般的な障害基礎年金	A	161
③ 事後重症による障害基礎年金	A	164
④ 基準障害による障害基礎年金	A	166
⑤ 20歳前傷病による障害基礎年金	A	168
⑥ 経過措置による障害基礎年金	A	170

⑦ 特例措置による障害基礎年金	172
2 併合認定	174
① 併合認定	174
② 一方が支給停止の場合の併合認定	175
3 年金額	177
① 年金額	177
② 子の加算額	177
③ 年金額の改定	179
④ 加算額の改定	181
4 支給停止及び失権	183
① 支給停止	183
② 20歳前傷病による障害基礎年金の支給停止	184
③ 失権	187

第4節 遺族基礎年金 / 189

1 支給要件等	190
① 新法対象者及び旧法対象者	190
② 死亡者の要件	191
③ 遺族基礎年金の受給権者	194
2 年金額	197
① 年金額	197
② 年金額の改定	198
3 支給停止及び失権	201
① 支給停止	201
② 失権	203

第5節 独自給付 / 205

1 付加年金	206
① 支給要件	206
② 年金額	206
③ 支給の繰上げ・繰下げ	207
④ 支給停止	208
⑤ 失権	208
2 寡婦年金	209
① 支給要件	209
② 支給期間	211
③ 年金額	211
④ 支給停止	212
⑤ 失権	213

③ 死亡一時金	214
① 支給要件 	214
② 死亡一時金の額 	218
③ 支給の調整 	219
④ 脱退一時金	220
① 支給要件 	220
② 脱退一時金の額 	222
③ 支給の効果 	223
④ 不服申立て 	223

第5章 国民年金事業の財政・年金額の改定 / 225

① 国民年金事業の財政	226
① 財政の現況及び見通しの作成 	226
② 調整期間 	227
③ 給付水準の下限 	229
② 年金額の改定	231
① 年金額の改定 	231
② 年金額及び改定方法 	231

第6章 給付通則 / 237

① 支給期間・未支給年金・受給権の保護等	238
① 支給期間等 	238
② 死亡の推定 	240
③ 失踪宣告の取扱い 	241
④ 未支給年金 	242
⑤ 年金額の端数処理 	244
⑥ 受給権者の申出による支給停止 	244
⑦ 受給権の保護 	246
② 内払処理・充当処理	248
① 内払処理 	248
② 充当処理 	249
③ 併給調整	251
① 新法の年金給付間の調整 	251
② 新法・旧法間の調整 	253
④ 給付制限等	255
① 不正利得の徴収 	255
② 給付制限 	255
③ 一時差止め 	257
④ 損害賠償との調整 	258

第7章 積立金・国民年金事業の運営改善に関する規定 / 259

1 積立金の運用	260
① 運用の目的及び方法 A	260
② 運用職員の責務 B	261
2 国民年金事業の運営改善に関する規定	263
① 国民年金事業の円滑な実施を図るための措置 B	263
② 基礎年金番号の利用制限等 B	264
③ 保険料納付確認団体 B	264

第8章 国民年金基金及び国民年金基金連合会 / 267

1 基金の業務・設立等	268
① 基金の目的、業務 A	268
② 基金の種類、組織等 A	269
③ 基金の設立 A	270
2 管理・解散、合併及び分割	272
① 管理 B	272
② 解散 A	274
③ 合併 A	275
④ 分割 A	277
3 加入員・費用の負担・給付の基準	279
① 加入員 A	279
② 掛金 A	281
③ 紙付の基準 A	281
4 国民年金基金連合会	284
① 連合会の業務・設立・管理等 B	284
② 中途脱退者に係る措置等 B	286

第9章 不服申立て・時効・罰則等 / 289

1 不服申立て	290
① 審査請求及び再審査請求 A	290
② 訴訟との関係 A	293
2 時効等	294
① 時効 A	294
② 時効の特例 B	295
3 雜則・罰則	297
① 戸籍事項の無料証明 B	297
② 調査等 C	297
③ 国民年金事務組合 C	301
④ 厚生労働大臣と機構の密接な連携等 C	302

⑤ 罰則	■	302
------	---	-----

資料編 / 307

第1章 総 則

① 市町村が処理する事務	308
② 機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任	308
③ 機構への事務の委託	310
④ 地方厚生局長等へ委任される権限	312
⑤ 配偶者等	313

第2章 被保険者等

① 国民年金における外国人適用について	314
② 厚生年金保険法に基づく老齢給付等	316
③ 第3号被保険者の記録不整合問題への対応	316

第3章 費用の負担

① 基礎年金国庫負担割合の引上げについて	320
② 改善命令及び指定の取消し	321
③ 追納する場合の加算額	321

第4章 給 付

① 特別一時金	321
② 障害等級	323
③ 20歳前傷病による障害基礎年金	323

第6章 給付通則

① 生計同一関係（未支給年金）	324
-----------------	-----

第8章 国民年金基金及び国民年金基金連合会

① 基金の財務及び会計	324
② 掛金の額の上限の特例	324
③ 新たに基金に加入した任意加入被保険者が中途脱退者であり元の基金の加入員となった場合	325

第9章 不服申立て・時効・罰則等

① 失踪宣告を受けた者の死亡一時金の請求期間の取扱い等について	325
② 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律	326

● 索引 / 327

● 条文索引 / 332

凡例

本書において、法令名等は以下のように表記しています。

法	→ 国民年金法
法附則	→ 国民年金法附則
(60)法附則	→ 昭和60年改正国民年金法・厚生年金保険法附則
(元)法附則	→ 平成元年改正国民年金法・厚生年金保険法附則
(6)法附則	→ 平成6年改正国民年金法・厚生年金保険法附則
(16)法附則	→ 平成16年改正国民年金法・厚生年金保険法附則
(24)法附則	→ 平成24年改正国民年金法・厚生年金保険法附則
(26)法附則	→ 平成26年改正国民年金法・厚生年金保険法附則
令	→ 国民年金法施行令
(12)令附則	→ 平成12年改正国民年金法施行令附則
措置令	→ 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令
改定率改定政令	→ 国民年金法による改定率の改定等に関する政令
基金令	→ 国民年金基金令
則	→ 国民年金法施行規則
労基法	→ 労働基準法
厚年法	→ 厚生年金保険法
社審法	→ 社会保険審査官及び社会保険審査会法
遅延加算金法	→ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律
年金時効特例法	→ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律
旧通則法	→ (旧)通算年金通則法
郵政省令	→ (旧)郵政官署において取り扱う厚生年金、船員保険年金等、国民年金及び労働者災害補償保険年金等の支払いに関する省令
庁保発	→ (旧)社会保険庁医療部長又は保険部長名通達
庁保険発	→ (旧)社会保険庁運営部医療課長名通達
庁文発	→ (旧)社会保険庁運営部年金保険課長名通達
社業発	→ (旧)社会保険業務センター総務部長通知
年年発	→ 厚生労働省年金局年金課長名通達
年管管発	→ 厚生労働省年金局事業管理課長名通達
年福発	→ (旧)厚生省年金局福祉年金課長名通達
年発	→ 厚生労働省年金局長名通達
年国発	→ 厚生労働省年金局国際年金課長名通達
厚労告	→ 厚生労働省告示

第1章

総則

① 目的、権限の委任等

- ① 国民年金制度の沿革
- ② 国民年金制度の目的
- ③ 国民年金の給付
- ④ 管掌及び事務の実施
- ⑤ 権限の委任等
- ⑥ 機構が行う滞納処分に係る認可等
- ⑦ 財務大臣への権限の委任
- ⑧ 地方厚生局長等への権限の委任
- ⑨ 基金に係る権限の委任

② 定義

- ① 政府及び実施機関
- ② 保険料納付済期間
- ③ 保険料免除期間
- ④ 配偶者等

1

目的、権限の委任等

1 国民年金制度の沿革 A

1 国民年金制度の発足

★★★

国民年金法は、自営業者や農林水産業従事者など（以下「自営業者等」という）といった厚生年金保険などの被用者年金制度に加入していない者を対象として昭和34年に制定された公的年金制度であり、同年11月1日から同日において70歳を超えていた者などを対象に無拠出制（全額税負担）の「福祉年金」を支給する制度が設けられ、次いで、昭和36年4月1日からは拠出制国民年金の給付が開始され、ここに我が国の国民皆年金体制が確立した。また、これに併せて、複数の公的年金制度の加入期間を通算して年金を支給する通算年金制度も実施された。

2 基礎年金制度の導入

★★★

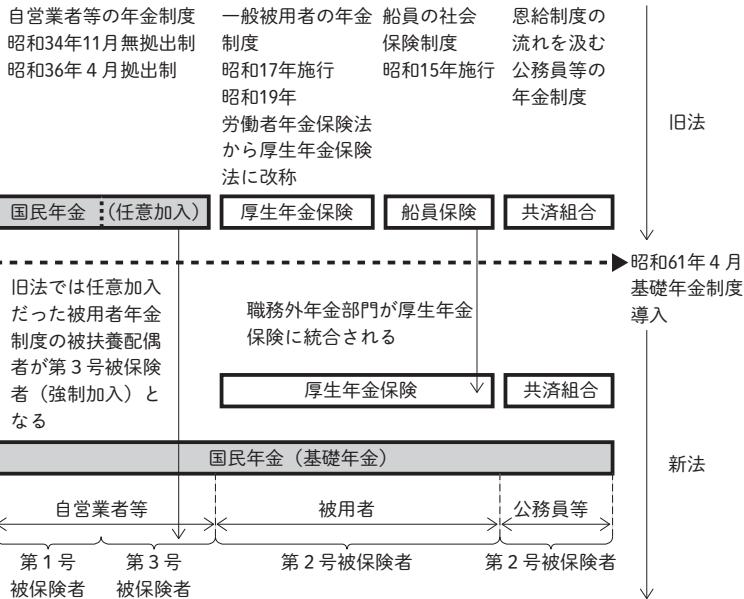
昭和60年には、国民年金を含めた公的年金制度の抜本的な改正が行われ、これまで各公的年金制度が独自に支給していた基礎的な給付部分を国民年金に統合することで、就業構造や産業構造の変化に影響されない長期に安定した制度を構築し、また、これまで任意加入であった専業主婦を強制加入にすることで婦人の年金権を確立することなどを目的に、昭和61年4月から全国民共通の「基礎年金」を支給する制度に公的年金制度が再編成された。

これにより、国民年金制度は、厚生年金保険・共済組合など被用者年金制度に加入していない自営業者等のほか、被用者年金制度の加入者とその加入者に扶養されている配偶者も国民年金の被保険者となることになった。したがって、被用者年金制度の加入者は、厚生年金保

險または共済組合と国民年金にも加入することになり、同時に2つの年金制度に加入していることになった。

概要

基礎年金制度導入の流れは、次の通りとなる。



3 被用者年金制度の一元化



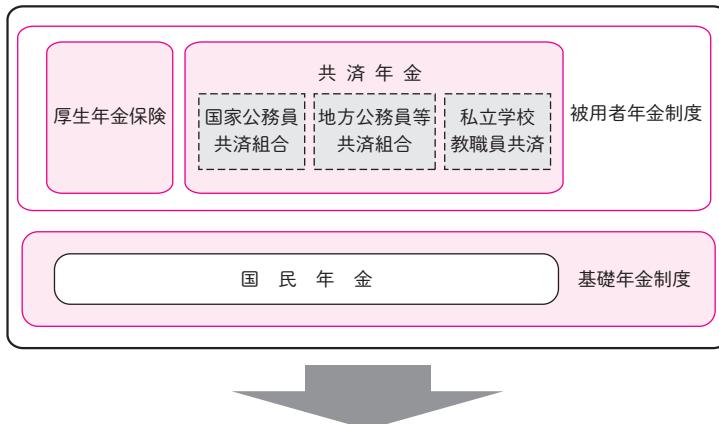
今後の少子・高齢化の一層の進展等に備え、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間サラリーマンや公務員を通じ、同じ保険料を負担し、同じ年金給付を受けるという年金制度の公平性を確保することにより、公的年金に対する国民の信頼を高めるため、「社会保障・税一体改革大綱について（平成24年2月17日閣議決定）」を踏まえた「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「**平成24年一元化法**」という）」が、**平成27年10月1日**に施行された。これにより、公務員や私学教

職員も厚生年金保険に加入することとされた。

概要

被用者年金制度一元化の流れは、次の通りとなる。

【従来の公的年金制度】



【被用者年金制度一元化後の公的年金制度】



② 国民年金制度の目的 (法1条)

重要度
A

国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基き、
老齢、障害又は死亡によって**国民生活の安定**がそこなわされることを國民の**共同連帯**によって**防止**し、もって**健全な国民生活の維持及び向上**に**寄与**することを目的とする。 [H28-選AB]

参考 (国の社会保障的義務)

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(日本国憲法25条2項)

③ 国民年金の給付 (法2条)

重要度
A

国民年金は、第1条【国民年金制度の目的】の目的を達成するため、
国民の老齢、障害又は死亡に関して**必要な給付**を行うものとする。

概要

国民年金制度も他の公的年金制度と同じく社会保険方式を採用し、保険事業として運営されているが、国民年金においては保険料免除者に支給する老齢基礎年金や20歳前傷病による障害者に支給する障害基礎年金など保険原理によらない給付が行われるため「保険」という言葉が用いられていない。したがって、例えば国民年金では「保険給付」という用語は用いられず、「給付」と表現される。 [H26-7A]

Check Point!

□ 国民年金の給付は、業務上外を問わずに行われる。

④ 管掌及び事務の実施 (法3条)

重要度
A

- I 国民年金事業は、**政府**が、管掌する。
- II 国民年金事業の**事務の一部**は、政令の定めるところにより、法律によって組織された**共済組合、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会**又は**私立学校**

教職員共済制度を管掌することとされた**日本私立学校振興・共済事業団**（以下「**共済組合等**」という。）に行わせることができる。

H30-3E

III 国民年金事業の**事務の一部**は、政令の定めるところにより、**市町村長**（**特別区の区長**を含む。以下同じ。）が行うこととすることができる。**H28-4才**

概要

国民年金事業を運営する**保険者**は、**政府**である。また、国民年金事業の**事務の一部**については、各種**共済組合等**や**市区町村長**が実施している。

参考 (共済組合等に行わせる事務)

上記IIの規定により、共済組合（国家公務員共済組合連合会又は全国市町村職員共済組合連合会を組織する共済組合にあっては、それぞれ当該連合会）又は日本私立学校振興・共済事業団に行わせることができる事務は、例えば、次のようなものがある。

- (1)一の**共済組合の組合員**（以下「**組合員**」という。）又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であった期間のみを有する者に係る老齢基礎年金を受ける権利の裁定の請求の受理及びその請求に係る**事実についての審査**に関する事務
- (2)**組合員**又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者であつた間に初診日がある傷病による障害に係る**障害基礎年金**を受ける権利の裁定の請求の受理及びその請求に係る**事実についての審査**、当該**障害基礎年金**の額の改定の請求の受理、当該**障害基礎年金**に係る障害の程度の診査並びに法第34条第4項【その他障害との併合による改定請求】の規定による当該**障害基礎年金**の額の改定の請求に係る**事実についての審査**に関する事務 **H22-6B**
- (3)(1)に規定する者の死亡に係る**遺族基礎年金**を受ける権利の裁定の請求の受理及びその請求に係る**事実についての審査**に関する事務
- (4)第15条第1項【**共済払いの基礎年金** ((1)から(3)の年金給付であつて一定のもの)の支払】の規定により同項に規定する**共済払いの基礎年金**の支払に関する事務を行わせる場合にあっては、法第105条第3項【受給権者の届出】及び第4項【死亡の届出】に規定する届出等（第15条第1項に規定する**共済払いの基礎年金**の受給権者に係るものに限る。）の受理及びその届出に係る**事実についての審査**に関する事務

(令1条1項)

(市町村が処理する事務)

上記IIIの規定により、一定の事務は、市町村長が行うこととする。この場合においては、法の規定中当該事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、市町村長に関する規定として市町村長に適用があるものとする。

(令1条の2)

【例】例えば、次に掲げる事務は市町村長が行うこととする。

- ・第1号被保険者であった期間のみを有する者等を対象として支給される基础年金、寡婦年金及び死亡一時金等の裁定請求の受理及びその請求に係る**事実についての審査**に関する事務 **H22-6A**

(管轄)

国民年金法及び施行令第1条の2【**市町村が処理する事務**】の規定により市町村が処理することとされている事務は、第1号被保険者若しくは第1号被保険者であった者の住所地

(日本国内に住所がない第1号被保険者又は第1号被保険者であった者にあっては、厚生労働大臣が定める地) 又は受給権者の住所地(日本国内に住所がないときは、受給権者の日本国内における最後の住所地)の市町村長が行うものとする。 (令2条1項)

(在外邦人に対する国民年金の適用に関する事務の取扱い)

在外邦人については、外国に居住するという特殊性から国内居住者と同様の手続により国民年金への加入、諸届の提出、保険料の納付を行わせることが困難であるため、国内に居住する親族等の協力者が本人に代わって諸手続を行うものとする。

この場合、当該在外邦人の諸手続の事務は、本人の日本国内における最後の住所地を管轄する年金事務所又は市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が行う。この場合において、本人が日本国内に住所を有したことのないときの事務は、千代田年金事務所が行う。 **H22-6D H29-10E**

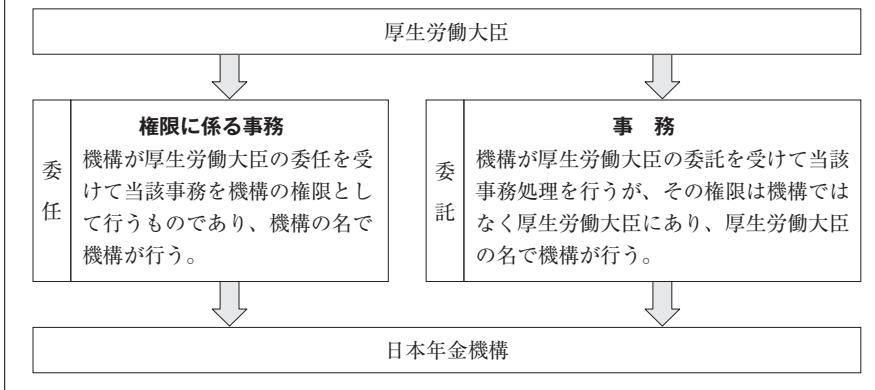
(昭和61.4.1序保険発19号、平成19.6.29序保険発0629002号、平成21年厚労告528号)

5 権限の委任等

重要度
B



厚生労働大臣の権限に係る事務の一部は、**日本年金機構**（以下「機構」という。）に行わせるものとされており、「機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任」と「機構への事務の委託」がある。



1. 機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任

厚生労働大臣の権限に係る一定の事務は、**機構**に行わせるものとする。

【例】 例えば、次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務が機構に委任されている。

- ・任意加入被保険者の資格取得・口座振替納付に係る申出の受理
- ・任意加入被保険者の資格喪失に係る申出の受理
- ・第1号被保険者からの届出についての市町村長からの報告の受理及び第3号被保険者からの届出の受理

(法109条の4.1項)

参考 機構に行わせるものとする「厚生労働大臣の権限に係る事務」には、④「管掌及び事務の実施」Ⅱの規定により共済組合等が行うこととされたもの及び④「管掌及び事務の実施」Ⅲの規定により市町村長が行うこととされたものは含まれない。

2. 機構への事務の委託

厚生労働大臣は、機構に、一定の事務を行わせるものとする。

【例】例えば、次に掲げる事務が機構に委託されている。

- ・被保険者に対する情報の通知に係る事務（当該通知を除く）
- ・受給権の判定に係る事務（裁判請求の受理及び当該裁判を除く）（法109条の10,1項）

参考 機構に行わせるものとする「一定の事務」には、④「管掌及び事務の実施」Ⅱの規定により共済組合等が行うこととされたもの及び④「管掌及び事務の実施」Ⅲの規定により市町村長が行うこととされたものは含まれない。

⑥ 機構が行う滞納処分に係る認可等

（法109条の6,1項、3項）

A



- I 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、**厚生労働大臣**の認可を受けるとともに、滞納処分等の実施に関する規程（以下「**滞納処分等実施規程**」という。）に従い、徴収職員に行わせなければならない。**H22-1A H30-4B**
- II I の滞納処分等とは、国税徴収の例によるものとされる国税徴収法の規定による質問・検査・搜索及び**国税滞納処分**の例による処分をいう。
- III 機構は、滞納処分等をしたときは、速やかに、その結果を**厚生労働大臣**に報告しなければならない。

参考（徴収職員の任命）

徴収職員は、滞納処分等に係る法令に関する知識並びに実務に必要な知識及び能力を有する機構の職員のうちから、**厚生労働大臣**の認可を受けて、**機構の理事長**が任命する。
(法109条の6,2項)

（滞納処分等実施規程の認可）

機構は、滞納処分等実施規程を定め、**厚生労働大臣**の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。**H30-4B**
(法109条の7,1項)

7 財務大臣への権限の委任

(法109条の5,1項、2項、5項～7項)

重要度
A

I **厚生労働大臣**は、滞納処分等その他の処分に係る納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠しているおそれがあることその他の政令で定める事情があるため保険料その他国民年金法の規定による徴収金の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、**財務大臣**に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができる。

II **財務大臣**は、I の委任に基づき、滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を行ったときは、滞納処分等その他の処分の執行の状況及びその結果を**厚生労働大臣**に報告するものとする。

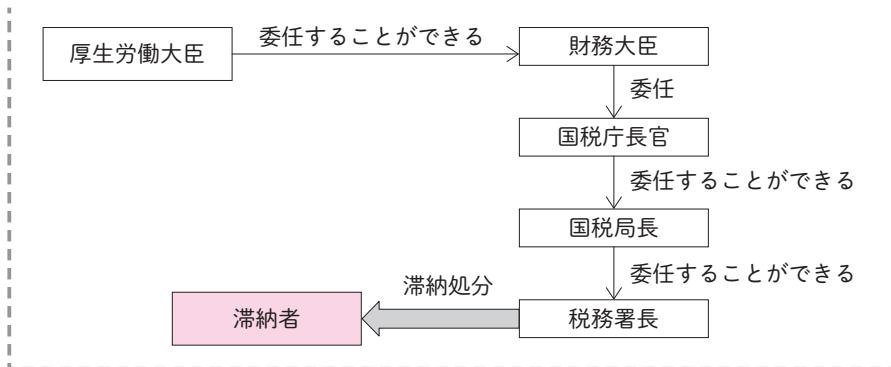
III **財務大臣**は、I の規定により委任された権限及びII の規定による報告の権限を**国税庁長官**に委任する。

IV **国税庁長官**は、III の規定により委任された権限の全部又は一部を納付義務者の居住地を管轄する**国税局長**に委任することができる。

V **国税局長**は、IV の規定により委任された権限の全部又は一部を納付義務者の居住地を管轄する**税務署長**に委任することができる。

概要

厚生労働大臣は、財産隠匿が疑われるような悪質な滞納者に対する滞納処分について必要があると認めるときは、**機構**からの申出に基づき、政令で定めるところにより、保険料の滞納処分の権限の全部又は一部を、**財務大臣**を通じて**国税庁長官**に委任することとされている。



参考「悪質な滞納者」として、政令で定める事情は、次の(1)から(4)の**いずれにも**該当するものであることとする。

- (1)納付義務者が**13ヶ月分以上**の保険料を滞納していること。 **H28-選D**
- (2)納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあること。
- (3)納付義務者の前年の所得（1月から6月までにおいては、前々年の所得）が**1,000万円以上**であること。 **H28-選E**
- (4)滞納処分等その他の処分を受けたにもかかわらず、納付義務者が滞納している保険料その他法の規定による徴収金の納付について誠実な意思を有すると認められないこと。
(令11条の10、則105条、則106条)

⑧ 地方厚生局長等への権限の委任

(法109条の9,1項、2項) 重要度 A



I 国民年金法に規定する**厚生労働大臣**の権限〔第109条の5第1項及び第2項（⑦「財務大臣への権限の委任」I及びII）並びに第10章〔国民年金基金及び国民年金基金連合会〕に規定する**厚生労働大臣**の権限を除く。〕は、厚生労働省令（第14条の4〔訂正請求に対する措置〕に規定する厚生労働大臣の権限にあっては、政令）で定めるところにより、**地方厚生局長**に委任することができる。 **H27-選A**

II Iの規定により**地方厚生局長**に委任された権限は、厚生労働省令（第14条の4〔訂正請求に対する措置〕に規定する厚生労働大臣の権限にあっては、政令）で定めるところにより、**地方厚生支局長**に委任することができる。 **H27-選A**

概要

上記Ⅰの規定により、厚生労働大臣の一定の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が当該権限を自ら行うことを妨げない。

【例】例えば、次に掲げる厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されている。

- ・資料の提供等の規定による書類の閲覧及び資料の提供の求め並びに報告の求め（訂正請求に係るものに限る。）
- ・学生納付特例事務法人の指定、学生納付特例事務法人に対する改善命令及び当該命令違反による指定の取消し

⑨ 基金に係る権限の委任

(法142条の2)

重要度
A



I 第10章 [国民年金基金及び国民年金基金連合会] に規定する**厚生労働大臣の権限**のうち**国民年金基金**に係るものは、厚生労働省令の定めるところにより、その一部を**地方厚生局長**に委任することができる。R元-1イ

II I の規定により**地方厚生局長**に委任された**権限**は、厚生労働省令の定めるところにより、**地方厚生支局長**に委任することができる。

R元-1イ

Check Point!

- 国民年金基金**に係る**厚生労働大臣の権限**は、原則として**地方厚生局長**又は**地方厚生支局長**（以下「**地方厚生局長等**」という）に委任されている。

2020年度版

よくわかる社労士 合格テキスト8 国民年金法

発行日 2020年2月10日

初版発行

編著者 TAC株式会社（社会保険労務士講座）

発行者 多田敏男

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2020

管理コード 08398P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。